

介護の仕事を始めませんか

介護職員初任者研修受講費用を助成します

対象者

次のすべてを満たす方

- ①令和6年4月1日以降に、初めて介護保険サービス事業所に就労し、就労後6箇月以上勤務を継続していること。(就労先は、可児市に所在する事業所に限る。)
- ②上記の事業所への就労日の前1年以内に介護職員初任者研修を修了していること。
- ③就労先である介護保険サービス事業所の運営法人に直接雇用されていること。
- ④介護職員初任者研修の受講に係る費用について、他の制度等により助成を受けていないことかつ受ける予定のないこと。

助成金額

就労先事業所のサービス種別により、

- ・訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※)の場合：受講費用全額
※併設する住宅型有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅へのサービス提供のみを行う事業所を除く。
- ・上記以外の場合：受講費用の半額

申請方法

助成要件を満たした時点で、下記の書類を提出してください。

- ①介護職員初任者研修受講費用助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ②介護職員初任者研修を修了したことを証明する書類
- ③申請者が支払った受講費用に係る領収書又はそれに類する書類
- ④就労等証明書(様式第2号)

申請様式は <https://www.city.kani.lg.jp/24673.htm>

1年以上前に初任者研修を修了している方が新たに介護の仕事をはじめた場合は、「就職奨励金」の制度があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先

可児市 介護保険課 介護事業者係
〒509-0292 可児市広見一丁目1番地
電話：0574-62-1111 FAX：0574-60-4616
E-mail:kaigojigyosya@city.kani.lg.jp

